

OECD 市中協議文書「暗号資産に係る報告枠組み(CARF)及び共通報告基準(CRS)の改訂」
に対する意見について

日本証券業協会¹は「暗号資産に係る報告枠組み(CARF)及び共通報告基準(CRS)の改訂」についてコメントを提出する機会を与えられたことに感謝いたします。

我々は税の透明性と本制度案の重要性を強く認識する一方で、本制度案における目的を達成することと、革新的な技術が育ちやすい環境及び活発な資本市場(これらは各国・地域の目覚ましい発展に大きく寄与すると思慮)を保つことのバランスを取ることが重要であると考えています。

当該バランスを取るため、CARF 及び CRS 案の検討にあたっては、総論として以下の点について、可能な限りご配慮いただくよう、要望いたします。

- ① CRS と CARF の範囲を明確に分け、両制度の二重適用を排除すること。
- ② CRS と CARF の手続と定義を整合的にすること。
- ③ 手続と定義を効率的、本質的、簡便なもの(複雑でないもの)とすること。

記

< CARF >

○暗号資産の範囲

(質問1) CARF は暗号資産の適切な範囲をカバーしているか。暗号資産の範囲を拡大又は制限する必要があると考えているか。そうであれば、その理由は何か。

(コメント)

CARF の市中協議文書ではセキュリティ・トークンを暗号資産の例として示していますが、CRS における報告金融機関等の金融口座で管理される金融資産のデジタル表示は、分散型台帳技術又は同様の技術の使用に関わらず、暗号資産の定義から明確に除外することを提案します。当該提案の背景には3つの理由があります。

1つ目として、上述のケースはCARFの市中協議文書の概要で掲げている懸念とは関係ないものと考えます。同文書の概要では次のように記載されています。(暗号資産は)「従来の金融仲介者とやり取りすることなく、また、中央管理者が実行された取引や暗号資産の保有場所を完全に把握することなく、移転・保有することができ」(3 頁)、「CRS の対象とならない主体によって提供されることが多い。こうした背景を踏まえ、OECD が導入を検討し

¹ 日本証券業協会(日証協)は自主規制機関であり、また行政当局を含む様々な利害関係者との間の対話を円滑にする業界団体としての双方の機能を有する機関である。その法的地位は内閣総理大臣により認定された金融商品取引業協会であり、その機能はそれぞれ独立して運用されている。日証協には、日本において第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者(証券会社等)として約 270 社の会員が加入しており、会員名簿は以下のウェブサイトに掲載されている。

<https://www.jsda.or.jp/en/about/members-list/>

ているのが…」(同3頁)、「したがって、暗号資産の定義は、伝統的な金融仲介者の介入なしに、分散型の方法で保有し、移転することができる資産を対象としている。」(5頁)。すなわち、CRS における報告金融機関等の金融口座で管理される金融資産のデジタル表示は、CARF 上の制度趣旨の範疇ではないと思慮します。

2つ目として、CARF と CRS は FATF 勧告との整合性を目指していますが、FATF 勧告に係る「暗号資産及び暗号資産交換業者に対するリスクベース・アプローチに関するガイダンス」では、関連する資産の定義について次の記述があります。「暗号資産(Virtual assets)には既に FATF 勧告でカバーされているフィアット通貨²や有価証券等の金融資産をデジタルで表示したものは含まない」(項番 44)、「これらは当該資産が使用する技術ではなく、資産・サービスの基本的特性に基づいて適用されるべきである」(項番 47)。したがって、我々の提案は、FATF 勧告と整合的であると考えます。

3つ目として、我々が言及している金融資産が暗号資産とされた場合、報告金融機関等は CARF と CRS と FATCA の定義の差異(例: CARF 上の Active entity と適用除外者 vs CRS 上の Active NFE と報告対象者 vs FATCA 上の Active NFFE と報告対象者など)に対処する必要が生じ、関連するデューデリジェンス手続の実務構築と実施が顧客にとっても報告金融機関等にとっても煩雑になるため、当該手続が非効果的・非効率になると思慮します。金融機関は、伝統的な金融資産と暗号資産を売買する顧客に対して当該差異を説明し、当該顧客が今般の複雑な定義を理解してくれたとの希望の下で(確信を持てないまま)自己宣誓書類³を徴求することなどが想定されます。

以上を踏まえ、CARF の制度趣旨、FATF 勧告との整合性及び効果性・効率性の観点から、CRS における報告金融機関等の金融口座で管理される金融資産のデジタル表示は、分散型台帳技術又は同様の技術の使用に関わらず、暗号資産の定義から除外することを提案します。

(質問3)クローズドループ暗号資産又は中央銀行デジタル通貨以外の既存の暗号資産の種類で、税務コンプライアンスの観点からリスクが低く、したがって CARF の範囲から除外すべきものを知っているか。

(コメント)

質問1で記載した CRS における報告金融機関等の金融口座で管理される金融資産のデジタル表示を暗号資産の定義から除外できない場合でも、金融資産のデジタル表示(例:セキュリティ・トークン)のうち、以下の要件を全て満たすものについては、CARF で想定する税務コンプライアンスリスクは低いため、CARF の範囲から除外すべきものに該当するものと思料いたします。

- ① 当該資産は CRS の適用対象であること、すなわち、報告金融機関等は CRS 上のデューデリジェンス手続及び報告義務等を負うこと。
- ② 顧客が、報告金融機関等の関与なしには当該資産の取引や移管が実行できないこと。
- ③ 当該報告金融機関等が、自社における金融口座で当該資産の取引や保有資産の状況を完全に把握していること。

○報告要件

(質問7) CARF に基づく情報は、年 1 回報告される。報告暗号資産サービスプロバイダーが前年の情報を

² 「フィアット通貨」とは、一般的に、法定通貨であって、物理的な紙幣若しくは硬貨又は銀行預金、電子マネー商品若しくは中央銀行デジタル通貨など、さまざまなデジタルの形態によって表されるものなどをいう。

³ 日本の実特法上の CRS に関する各種届出書に相当するもの。以下同じ。

報告できる最も早い日付はいつか。

(コメント)

報告金融機関等が暗号資産を取り扱う場合、当該報告金融機関等は CRS と CARF の両方に対応することとなります。彼らにとっては CRS と CARF が整合的であることが理想的ですので、CARF 報告のタイミングは CRS と同じとすることを提案いたします。

○デューディリジェンス手続

(質問1) CARF のデューディリジェンス手続は、大部分が CRS に基づいている。したがって、CARF は報告暗号資産サービスプロバイダーに対し、事業体顧客である暗号資産ユーザーが、Active Entity (主に CRS における Active NFE の定義に対応するもの) であるか否かを判断し、それに基づいて、Active Entity 以外の事業体の実質的支配者を特定することを求めている。報告暗号資産サービスプロバイダーとしては、この特定方法ではなく、適用除外者以外の全ての事業体暗号資産ユーザーの実質的支配者を確認することの方が望ましいか。報告暗号資産サービスプロバイダーでもある報告金融機関等が効率的かつ一貫したデューディリジェンス手続を適用できることを確保するために、CARF に含めるべき CRS デューディリジェンス手続の他の要素はあるか。

(コメント)

【全事業体暗号資産ユーザーの実質的支配者確認】

「この特定方法ではなく、適用除外者以外の全ての事業体暗号資産ユーザーの実質的支配者を確認すること」は、報告金融機関等及び暗号資産サービスプロバイダーの負担が過大になると思慮しますので、望ましくありません。

【報告金融機関等における CARF のデューディリジェンス手続】

報告金融機関等が既に CRS 上で顧客の税務上の居住地国を特定しており、当該顧客が暗号資産の取引も行う場合は、当該顧客の CARF のための税務上の居住地国特定について、CRS 上のデューディリジェンス手続の結果に依拠できるようにすることを提案します。これにより、関連手続の重複適用を解消することを意図したものです。

上述のケースでは、CRS は既に施行されていますので、報告金融機関等は既に顧客の自己宣誓書類を取得のうえ彼らの税務上の居住地国を確認していることになります。

自己宣誓書類の収集の目的は CARF と CRS で変わるものではありませんので、当該報告金融機関等が CARF のために同一顧客からの自己宣誓書類の徴求することは不要とすることが合理的かつ効率的であると考えます。

【CRS と CARF の不整合性】

CARF そのものの事務負担や CARF と CRS の両方に対応する負担を踏まえると、CARF 及び CRS 上のデューディリジェンス手続に係る効果的かつ効率的な実行という観点からは、可能な限り両制度を整合的にすることが理想であると考えます。例えば、当該整合性としては以下の事項(これに限りません)が挙げられます。

● 既存顧客に係るデューディリジェンス手続

様々な規模や種類のサービスプロバイダーがいることや、暗号資産に係る既存顧客対応が伝統的な金融資産に係る顧客対応より容易であるとは限らないことを踏まえると、CARF における既存顧客に係るデュー

ーディリジェンス手続は、CRSと同じように、自己宣誓書類以外のオプションを暗号資産サービスプロバイダーが使える方がより効果的かつ理想的かと存じます。

● 自己宣誓書類に係る 36 か月毎の顧客による確認義務

CRS と異なり、CARF では 36 か月毎に自己宣誓書類の内容を顧客に確認してもらうことが求められています(以下、「36 か月テスト」といいます。)。ただ、こちらの規定は OECD に削除を検討いただきたいと考えています。当該規定の目的は、自己宣誓書類の妥当性を確保することにあると存じますが、当該目的は CRS と整合的な方法で既存の商慣習に影響を与えることなく達成することも可能だからです。

例えば、CRS 上、報告金融機関等は顧客の状況の変化を把握した際に当該顧客から自己宣誓書類を取得する義務があることに加え、自己宣誓書類上の内容に変更がある場合、その内容を 90 日以内に報告金融機関等に届け出ることを顧客の法的義務としているケースもあります。さらに、管理機関において、顧客との約款により、顧客は届出事項に変更がある場合は当該機関に変更内容を届け出ることとし、各種法令義務を遵守しているケースもあります。

これらの例は、自己宣誓書類の妥当性をその都度確保する仕組みは既に存在していることを示しており、これらの仕組みにより 36 か月テストの目的は果たすことができます。

よって、当該規定は削除し、CRS と整合的な枠組みとすることを提案します。当該規定の削除ができない場合、自己宣誓書類の妥当性をその都度確保する仕組みが存在している国・地域では 36 か月テストは遵守したものとみなすことを提案します。

● 顧客との取引拒絶

当該規定は CRS にはないほか、その影響が懸念されます。詳細は後述します。

(質問4) セクション III.D では、報告暗号資産サービスプロバイダーが暗号資産ユーザー又は実質的支配者から自己宣誓書類を取得できない場合の効果的な実装要件を列挙する。特に、これらの要件は、報告暗号資産サービスプロバイダーは、そのような自己宣誓書が取得され、その妥当性が確認されるまで、暗号資産ユーザーのために関連取引を実施することを拒否しなければならないことを規定している。セクション III.D に記載されている措置に代わる効果的な実施措置の可能性はあるか。ある場合、代替的又は追加的な効果的な実施措置は何か、また、そのような措置を実施するために最も適した者又は事業体は何か。

(コメント)

「報告暗号資産サービスプロバイダーはそのような自己宣誓書が取得され、その妥当性が確認されるまで、暗号資産ユーザーのために関連取引を実施することを拒否しなければならない」との規定は、OECD に削除を検討いただきたいと存じます。なぜなら、国・地域によっては、民間の一事業者がそうした制限を課することが、個人の財産権侵害の疑義を生じさせかねないためです。

CRS でもそこまでの対応は行っていないため、当該措置の導入が妥当かどうかは、相当慎重に検討していただきたいと存じます。

< CRS >

(質問2) また、CRS の修正の他の全ての側面に関するコメントも歓迎される。

(コメント)

今回、FAQ で示されていた内容がコメントリーに盛り込まれており、「11 の 2 自己宣誓を行う者が、自己宣誓を通じて行われた表明に同意する旨の明確な確認を金融機関に提供した場合には、自己宣誓は肯定的に認容される。全ての場合において、肯定的な認容は、自己宣誓が肯定的に認容されたことを信頼できる形で証明できるような方法で、金融機関によって捕捉されることが期待される(例えば、音声録音、デジタルフットプリント等)。」(市中協議文書 74 頁)と記載されています。

当該記載に関して、解釈への懸念から未だに紙での署名に依拠している報告金融機関等への参考として、デジタルフットプリントに該当する事例やケーススタディを OECD において明示いただけないでしょうか。

以 上